



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	動物園の使用料の収納事務の委託	建設局王子動物園	1
告示	王子公園駐車場の使用料の収納事務の委託	建設局王子動物園	2
告示	土壌汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定	環境局環境保全課	3
告示	令和5年度神戸市一般会計補正予算	行財政局財務課	4
告示	計量法による定期検査の実施	地域協働局消費生活センター	7
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西建設事務所	8
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 中落合14号線、市道名谷環状線)	建設局道路管理課	10
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(神納自治会)	地域協働局地域活性課	11
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(和田自治会)	地域協働局地域活性課	12
公告	神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例第58条第1項に基づく公表	建築住宅局建築指導部 安全対策課	13
公告	建築協定書の公開による意見の聴取(桜の杜V建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	14
公告	都市計画法による神戸国際港都建設計画流通業務団地造成事業の事業計画の認可	都市局内陸・臨海計画課	15
公告	都市計画法による神戸国際港都建設計画流通業務団地造成事業の事業計画の認可に係る図書の写しの縦覧	都市局内陸・臨海計画課	16
公告	都市計画法による神戸国際港都建設計画工業団地造成事業の事業計画の認可	都市局内陸・臨海計画課	17
公告	都市計画法による神戸国際港都建設計画工業団地造成事業の事業計画の認可に係る図書の写しの縦覧	都市局内陸・臨海計画課	18
公告	開発行為に関する工事の完了(神戸市東灘区西岡本3丁目他)	都市局都市計画課	19

神戸市告示第574号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により動物園の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年2月1日

神戸市長 久 元 喜 造

1. 受託者

名称	所在地	委託期間
株式会社ルート・ワン	愛知県名古屋市中区錦3丁目2番32号 錦アクシスビル	令和6年2月1日から 令和6年3月31日まで
ルミーズ株式会社	長野県小諸市本町3-2-25 菱屋本町ビル	令和6年2月1日から 終了日まで
ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社	東京都品川区西五反田7-7-7SGスクエア7階	令和6年2月1日から 終了日まで

神戸市告示第575号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により王子公園駐車場の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年2月1日

神戸市長 久 元 喜 造

1. 受託者

神戸市中央区相生町4丁目3番1号 神戸ストークビル3階  
国際セーフティサービス株式会社  
代表取締役 徳田 穂積

2. 委託期間

令和6年2月1日から令和6年3月31日まで

神戸市告示第576号

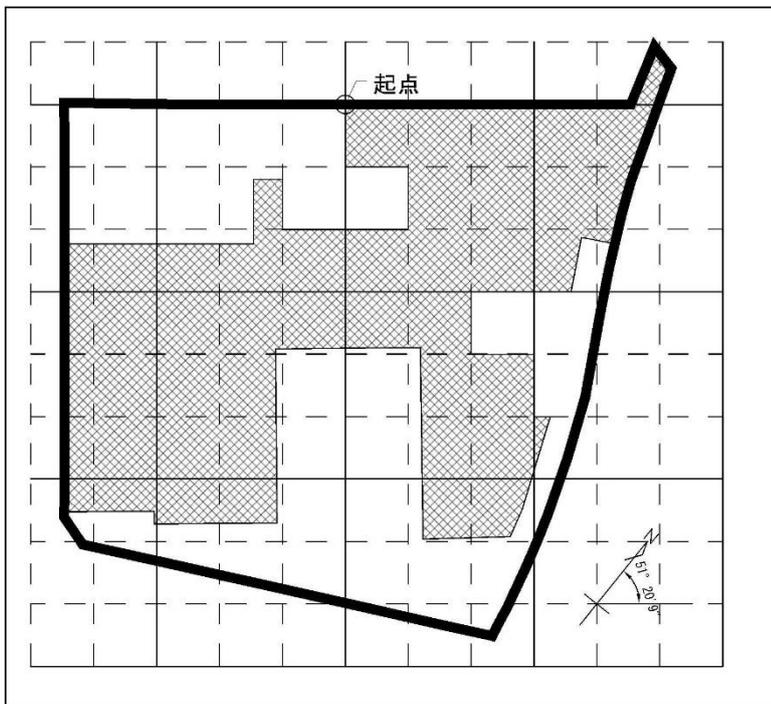
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和6年2月2日

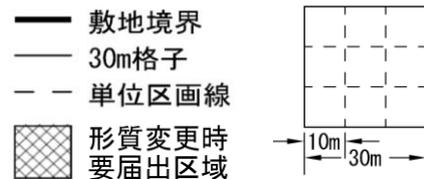
神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域  
須磨区小寺町1丁目1番、2番、9番の各一部  
（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称  
鉛及びその化合物  
ふっ素及びその化合物

別図



### 凡例



#### <起点>

起点は、兵庫県神戸市須磨区小寺町一丁目2番の一部の最北端とする。

#### <格子の回転角度>

51° 20' 9"

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらを平行として10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として真北から時計回りに回転させた角度を示す。

神戸市告示第 577 号

令和6年臨時市会で令和6年1月30日議決された令和5年度神戸市一般会計補正予算は、次のとおりである。

令和6年2月2日

神戸市長 久 元 喜 造

令和5年度神戸市一般会計補正予算

令和5年度神戸市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,982,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ922,783,526千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 国庫支出金		211,915,506	4,982,500	216,898,006
	2 補助金	53,688,956	4,982,500	58,671,456
歳 入 合 計		917,801,026	4,982,500	922,783,526

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 民生費		328,844,423	4,982,500	333,826,923
	1 民生総務費	53,192,611	4,982,500	58,175,111
歳 出 合 計		917,801,026	4,982,500	922,783,526

第 2 表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4 民生費	1 民生総務費	暮らし支援臨時特別給付金	4,982,500

神戸市告示第587号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

令和6年2月13日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 定期検査を行う区域  
東灘区、灘区、中央区及び北区。ただし、皮革面積計にあつては市内全域。
- 2 定期検査の対象となる特定計量器  
非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり並びに皮革面積計
- 3 定期検査の実施の期日  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、雨天等により中止する日等を除く。）
- 4 定期検査の実施の場所  
特定計量器の所在の場所及び市長が指定する場所
- 5 定期検査を行わせる神戸市指定定期検査機関の名称  
一般社団法人 神戸市計量士会

神戸市告示第 588 号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条第 2 項（同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 2 月 13 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

（ア） 火曜日・木曜日 午後 3 時から午後 7 時まで。

（イ） 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

（ウ） 条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続 6 日間、平日 午後 3 時から午後 7 時まで、土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	西神中央駅周辺自転車等放置禁止区域内	自転車 4 台	令和6年1月9日	西区玉津町今津字宮の西 333番地の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
	西神南駅周辺自転車等放置禁止区域内	自転車 2 台	令和6年1月23日	
	西神南駅前自転車駐車場内長期放置	自転車 1 台	令和6年1月23日	
		原付 1 台	令和6年1月23日	
	西建設事務所管内自転車等放置禁止区域外長期放置	自転車 7 台	令和6年1月29日	
		原付 1 台	令和6年1月30日	
西区学園西町3丁目2番地 学園都市保管所 電話 795-4618	学園都市駅周辺自転車等放置禁止区域内	自転車 1 台	令和6年1月16日	
	伊川谷駅前自転車駐車場内長期放置	自転車 1 台	令和6年1月16日	

神戸市告示第589号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年2月14日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年2月27日まで一般の縦覧に供する。

令和6年2月13日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	中落合14号線	神戸市須磨区中落合3丁目 24番4地先から	新	162.00	最大 6.00 最小 5.00
		神戸市須磨区中落合3丁目 24番3地先まで	旧	162.00	最大 6.00 最小 5.00
市道	名谷環状線	神戸市須磨区北落合3丁目 30番4地先から	新	16.50	最大 4.10 最小 4.00
		神戸市須磨区北区北落合3 丁目30番23まで	旧	16.50	最大 4.10 最小 4.00

神戸市告示第590号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月13日

神戸市長 久元 喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

神納自治会

(2) 主たる事務所

神戸市西区神出町宝勢1593番地の4

(3) 代表者の氏名

上月 勇

(4) 代表者の住所

神戸市西区神出町宝勢1593番地の4

2 変更があった事項及びその内容

(1) 主たる事務所の所在地

「神戸市西区神出町宝勢1594番地の1」を「神戸市西区神出町宝勢1593番地の4」に改める。

(2) 代表者の氏名

「上月 稔」を「上月 勇」に改める。

(3) 代表者の住所

「神戸市西区神出町宝勢1594番地の1」を「神戸市西区神出町宝勢1593番地の4」に改める。

3 変更の年月日

令和6年1月14日

神戸市告示第591号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月13日

神戸市長 久元 喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

和田自治会

(2) 主たる事務所

神戸市西区押部谷町和田226番地の2

(3) 代表者の氏名

北井 嘉彦

(4) 代表者の住所

神戸市西区押部谷町和田332番地

2 変更があった事項及びその内容

規約に定める目的

第1条

「 快適で充実した生活がおくれるよう、良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡と親睦をはかること。
- (2) 区域内の清掃、緑化推進などの環境整備をはかること。
- (3) 集会施設その他の財産の維持管理をはかること。
- (4) 福利、厚生等に関する事。
- (5) 生活改善、文化、体育等に関する事。
- (6) 防火、防犯等に関する事。
- (7) 市政との協力及び他団体との連絡調整に関する事。
- (8) その他目的達成に必要なこと。」を

「 快適で充実した生活がおくれるよう、良好な地域社会の維持及び形成を図ること並びに農業と農村の有する多面的機能の維持と、和田の里山環境と景観の保全を目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡と親睦をはかること。
- (2) 区域内の清掃、緑化推進などの環境整備をはかること。
- (3) 集会施設その他の財産の維持管理をはかること。
- (4) 福利、厚生等に関する事。
- (5) 生活改善、文化、体育等に関する事。
- (6) 防火、防犯、防災等に関する事。
- (7) 市政との協力及び他団体との連絡調整に関する事。
- (8) 和田地区農会活動に関する事。
- (9) 和田里づくり協議会活動に関する事。
- (10) その他目的達成に必要なこと。」に改める。

3 変更の年月日

令和6年1月14日

神戸市公告

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例（平成20年4月1日条例第1号。以下「条例」という。）第57条第2項の規定により勧告し、その勧告に係る必要な措置をとらなかったため、条例第58条第1項の規定により、次のとおり公表します。

令和6年2月13日

神戸市長 久 元 喜 造

1 氏名及び住所

二神朝實

神戸市兵庫区千鳥町3丁目1番3号

2 建築物の所在地

神戸市兵庫区菊水町五丁目2番4、2番5（地番）

（家屋番号 2番1、2番2）

3 必要な措置の内容

屋上にあつて、劣化損傷が大きくて落下のおそれのある木造物や植木鉢、軒樋等を撤去するなど、危害防止措置を講じること。

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第76条の3第4項において準用する第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、関係人で御意見のある方は、御参集ください。

令和6年2月13日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称  
桜の杜V建築協定
- 2 建築協定区域の位置  
神戸市須磨区桜の杜1丁目208番359 他
- 3 公開による意見の聴取の開催日時  
令和6年2月27日（火）  
11時00分から11時30分まで
- 4 公開による意見の聴取の場所  
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号  
三宮国際ビル6階  
建築住宅局604会議室
- 5 連絡先  
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号  
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課  
電話(078)595-6555

神戸市公告

都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）第62条第1項の規定による神戸国際港都建設計画流通業務団地造成事業 西神第2流通業務団地の認可の告示（令和6年兵庫県告示第78号）があったので、同法第66条の規程により次の通り公告します。

令和6年2月13日

神戸市長 久 元 喜 造

1. 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設計画流通業務団地造成事業 西神第2流通業務団地

2. 施行者の名称

神戸市

3. 事務所の所在地

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル9階

4. 事業地の所在

ア. 収用の部分

神戸市西区押部谷町木見字池ノ下，字奥ノ池，字川端，字佛谷，字又度ノ弐，字又度ノ四，字又度ノ五，字又度ノ六，字又度ノ七，字又度ノ八及び北区山田町藍那字西山 地内

イ. 使用の部分

なし

神戸市公告

都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）第62条第1項の規定により、兵庫県知事から次の都市計画事業の認可に係る事業地を表示する図面及び設計の概要を表示する図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により当該図書の写しを神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号神戸市都市局内陸・臨海計画課において、公衆の縦覧に供します。

令和6年2月13日

神戸市長 久 元 喜 造

1. 施行者の名称

神戸市

2. 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設計画流通業務団地造成事業 西神第2流通業務団地

3. 事業施行期間

自 令和6年1月30日

至 令和15年3月31日

4. 事業地

ア. 収用の部分

神戸市西区押部谷町木見字池ノ下，字奥ノ池，字川端，字佛谷，字又度ノ弐，字又度ノ四，字又度ノ五，字又度ノ六，字又度ノ七，字又度ノ八及び北区山田町藍那字西山 地内

イ. 使用の部分

なし

神戸市公告

都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）第62条第1項の規定による神戸国際港都建設計画工業団地造成事業 西神第4地区工業団地造成事業の認可の告示（令和6年兵庫県告示第79号）があったので、同法第66条の規程により次の通り公告します。

令和6年2月13日

神戸市長 久 元 喜 造

1. 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設計画工業団地造成事業 西神第4地区工業団地造成事業

2. 施行者の名称

神戸市

3. 事務所の所在地

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル9階

4. 事業地の所在

ア. 収用の部分

神戸市西区押部谷町木見字荒田，字奥荒田，字西山，字佛谷，字池ノ内，字上山畑ノ壱，字上山畑ノ弐，字上山畑ノ三，字又度ノ四，字又度ノ六，字又度ノ七及び字又度ノ八 地内

イ. 使用の部分

なし

神戸市公告

都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）第62条第1項の規定により、兵庫県知事から次の都市計画事業の認可に係る事業地を表示する図面及び設計の概要を表示する図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により当該図書の写しを神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号神戸市都市局内陸・臨海計画課において、公衆の縦覧に供します。

令和6年2月13日

神戸市長 久 元 喜 造

1. 施行者の名称

神戸市

2. 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設計画工業団地造成事業 西神第4地区工業団地造成事業

3. 事業施行期間

自 令和6年1月30日

至 令和15年3月31日

4. 事業地

ア. 収用の部分

神戸市西区押部谷町木見字荒田，字奥荒田，字西山，字佛谷，字池ノ内，字上山畑ノ壱，字上山畑ノ弐，字上山畑ノ三，字又度ノ四，字又度ノ六，字又度ノ七及び字又度ノ八 地内

イ. 使用の部分

なし

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和6年2月13日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市東灘区西岡本3丁目93番

開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市中央区栄町通4丁目2番13号

和田興産株式会社

代表取締役 溝本 俊哉

許可番号

令和4年9月21日 第8072号

（変更許可 令和5年1月17日 第2036号）

（変更許可 令和5年12月26日 第2094号）

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区二ツ屋2丁目5番1

開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県加古川市加古川町溝之口584番地

株式会社三建

代表取締役 岩井 敏

許可番号

令和5年7月31日 第8134号

（変更許可 令和5年12月20日 第2093号）